

○総務省令第六六号

電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第十五条の規定に基づき、電気通信紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

電気通信紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令

電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第六までの規定中「田舎で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が田舎で記入したときは、押印を省略できる」及び「田」を削る。

附 則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。